

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について

～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

(答 申)

平成26年9月29日

鳥取県教育審議会

平成26年9月29日

鳥取県教育委員会

委員長 中 島 諒 人 様

鳥取県教育審議会

会長 矢 部 敏 昭

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～（答申）

本審議会は、平成26年2月4日付けで諮問のあった標記事項について、慎重に審議した結果、別紙の結論を得たので、ここに答申します。

鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について
～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

目 次

はじめに	1
I 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方	3
II 鳥取県の今後の特別支援教育の在り方〔全校種共通〕	7
III 特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業者における特別支援教育の充実及び環境整備	1 1
IV 小・中学校における特別支援教育の充実及び環境整備	1 5
V 高等学校における特別支援教育の充実及び環境整備	2 1
VI 特別支援学校における特別支援教育の充実及び環境整備	2 5

〔資料編〕

はじめに

国連総会において、平成18年12月に「障害者の権利に関する条約」^{※1)}が採択され、我が国は平成19年9月に署名を行った。同条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約である。我が国においては、この締結に先立ち、障がい当事者の意見も踏まえ、「障害者基本法」の改正(平成23年8月)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の成立(平成24年6月)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(いずれも平成25年6月)等の制度改革を行い、平成25年11月の衆議院本会議、12月の参議院本会議にて全会一致で同条約の締結が承認された。平成26年1月には同条約の批准書を国連に寄託し、140番目の締約国となった。同条約の締結により、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されている。

教育分野においては平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^{※2)}構築のための特別支援教育の推進」(以下、「中教審報告」という。)が公表され、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとの提言がなされた。また、中教審報告を踏まえ「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって公布されたところである。

このように、障がい者を取り巻く国内外の情勢が変化する中、鳥取県教育審議会は、平成26年2月4日に「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について」諮問を受け、学校等教育分科会に特別支援教育部会を設置し、審議を行った。特別支援教育部会は学校等教育分科会の委員に加え、有識者、保護者、当事者団体の代表等からなる22名で構成した。

諮問事項の主な論点は大きく以下の三点である。

- | |
|-----------------------------------|
| 1 発達障がいを含めた障がいのある児童・生徒への支援の充実 |
| 2 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実及び環境整備 |
| 3 特別支援学校を拠点とした県内学校及び保護者に対する支援の在り方 |

本県においても「障害者の権利に関する条約に基づき、インクルーシブ教育システムの構築を目指すこと」、「その構築に向けて特別支援教育の推進を図ること」が今後の方向性を示す重要なテーマとなることから、答申の副題として明記した。

また、特別支援教育は特別な支援を必要とする幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）が在籍する全ての学校において実施されるものであるという共通理解のもと、議論の対象とする児童生徒等は「医学的な診断の有無」や「障がいの有無」で二元化するのではなく、特別支援教育の対象者を全て含むものとして整理を行った。

なお、本答申は、特別支援教育部会による6回の審議に加え、県民に対する意見募集も実施し、その意見も含めて内容を取りまとめたものである。本県は、かねてから共生社会の形成に力を注いでおり、障がい者が暮らしやすい社会を実現するため様々な障がいの特性を正しく理解し、障がい者への配慮や手助けができる「あいサポーター制度」（平成21年）の創設、全国初となる「鳥取県手話言語条例」の制定（平成25年）、「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の開催（平成26年）等、『障がいを知り、共に生きる』を合言葉に、共生社会の形成を目指そうとする県民運動としての機運が高まりつつある。言うまでもなく、共生社会の実現に向けては、教育現場だけでなく、県民の理解を得ながら地域等と一体となった取組としていくことが極めて重要である。インクルーシブ教育システムの構築は本県の取組と方向性を同じくするものであり、県民に対する積極的な啓発をさらに進めながら特別支援教育を一層推進し、共生社会の形成を目指すことが重要である。

《用語の説明》

- ※1 同条約の理念は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、すなわち「共生社会」の実現である。
- ※2 インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

I 本県における特別支援教育推進の基本的な考え方

答申に係る検討に先立ち、前回の答申（「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～障害のある児童生徒一人一人の自立に向けた支援の充実のために～」平成20年11月鳥取県教育審議会）に基づく、過去5年間の特別支援教育の取組に対する総括を行った。

全体的な評価としては、本県の特別支援教育における体制整備は着実に進んでおり、前回の答申で提示された課題等への対応も図られてきている。しかし近年、県内において発達障がいの診断を受けている幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級^{※3)}に在籍している児童生徒、通級による指導^{※4)}を受けている児童生徒、特別支援学校に在籍している幼児児童生徒の人数は継続的に増加している。したがって、全ての教育の場において、一人一人の児童生徒等に対する適切な教育を行うこと、また、生涯を通じて一貫した支援を行うこと等の必要性がますます高まっている。

そこで、今後の特別支援教育の推進のため、以下の4つの方針を示すこととした。

【当面の5年間（平成27年度～31年度）における基本方針】

- 1 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のための特別支援教育をさらに推進する。
- 2 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備する。
- 3 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒等一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図る。
- 4 各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター^{※5)}による、特別支援教育推進体制の構築を促進する。

- 1 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のため特別支援教育をさらに推進する。
 - ・一人一人の教育的ニーズに応えるため、連続性のある「多様な学びの場」^{※6)}を確保するとともに、国、県、市町村、学校が連携・協力をしながら合理的配慮^{※7)}の確保及び、その基盤となる教育環境の整備^{※8)}を促進すること。

- ・障がいのある子どもが生涯にわたり地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることを目指し、同世代の児童生徒等を含む、地域の人々との交流等を促進すること。
 - ・学校、家庭、地域等の連携を図りながら、県民に対して、特別支援教育について積極的な情報提供や啓発等を行うこと。
- 2 発達障がいを含めた、障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備する。**
- ・必要な支援が適切に引き継がれるよう、個別の教育支援計画の作成及び活用を引き続き推進すること。特に、本人又は保護者が計画の作成を望むケース等においては、各学校等において速やかに作成すること。
 - ・小学校への就学にあたっては「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（平成25年8月26日政令第244号）に基づき、教育、保健、福祉、医療等の連携体制を一層強化するとともに、県教育委員会及び市町村教育委員会において、円滑な移行支援をすることを含めた適切な教育支援体制を整備すること。
 - ・学校と関係機関等との連携に当たっては、お互いの「顔が見える」連携体制を構築していくこと。
- 3 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒等一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図る。**
- ・児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために、教職員の専門性の向上、担任等へのサポート体制の整備を行うこと。
 - ・特別支援教育は一人一人の教育的ニーズに基づいて行われるものであり、個に応じた指導内容や支援等を継続していく必要がある。そのため、児童生徒等の障がいの状況等を踏まえた担任の配置や、個別の教育支援計画の活用、適切な教育課程編成等による一貫した支援を行うこと。
 - ・児童生徒等の障がいの状況に応じてICT機器等を有効に活用する等、児童生徒等の学びの質を高め、主体的に学習等に取り組むための環境整備の充実を図ること。

4 各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター）による、特別支援教育推進体制の構築を促進する。

- ・各圏域毎に県と市町村が連携を図り、相互の教育資源を効果的に組合せ、特別支援教育推進体制を構築すること。
- ・教員や保護者が気軽に相談できるような身近な教育資源を確保しつつ、必要に応じて学校が医療や福祉、労働等の関係機関とも連携できるような重層的な支援システムを構築すること。
- ・特別支援学校においては、特別支援学校教諭免許状の取得を促進し教職員の専門性を担保すること。
- ・特別支援学校にスクールソーシャルワーカー、作業療法士等の外部人材の配置を拡充するとともに大学や医療機関等の専門機関との連携強化を図り、充実した教育資源を確保すること。
- ・特別支援学校のセンター的機能を強化し、小・中学校等のニーズに応じた多様なサポート機能を充実させること。

《用語の説明》

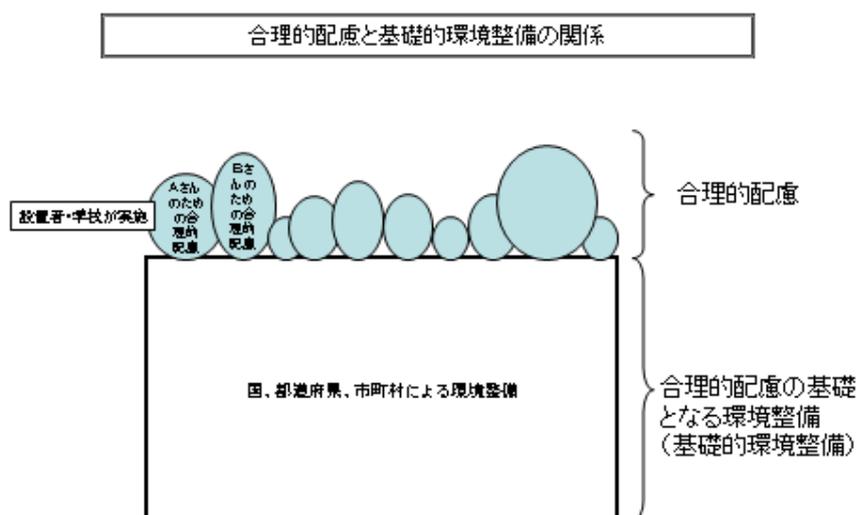
- ※3 特別支援学級とは、小・中学校において、児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行うために、特別に編制された少人数の学級をいう。特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、児童生徒の実態に応じた特別な教育課程を編成して教育を行っている。該当する障がい種は知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいである。
- ※4 小・中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、児童生徒の障がいに応じた特別の指導（自立活動及び特に必要がある場合、障がいの状態に応じた各教科の補充指導）を受ける教育形態をいう。通級による指導を行う場を「通級指導教室」という。
- ※5 スクールクラスターとは、域内の教育資源の組合せを意味する。教育資源それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。域内の教育資源の組合せにより、域内の全ての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

※6 同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

※7 「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、と定義されている。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面も勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

※8 障がいのある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と言う。「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。



【出典：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
(報告)参考資料21】

II 以降は、基本的な考え方を踏まえた具体的取組を、校種別に整理したものである。

II 鳥取県の今後の特別支援教育の在り方〔全校種共通〕

〔課題〕

- 教職員の特別支援教育に係る知識・技能等、専門性の向上
- 学校間連携及び関係機関等との連携
- 鳥取県手話言語条例の制定に伴う取組の充実
- 被虐待、いじめ、不登校等の状況にある障がいのある児童生徒等への支援
- 交流及び共同学習の機会の確保と充実

- これまでも、県教育委員会等による研修会の開催や大学等への研修派遣等を行っているが、教職員の教職経験や専門性の個人差があるため、特別支援教育について全教職員の理解を深めていくことがさらに必要である。そのため、職務や経験等に応じた多様な研修機会を確保し、さらに専門性を積み上げていくことが重要である。
- 県内の各学校に特別支援教育主任（担当）が指名されており、校内の支援体制を整えるとともに、関係機関・者間の連絡調整をする役割を担っているが、主任（担当）の力量に差があるのが実情である。また多くの場合、担任業務等を兼務しているため、主任（担当）の役割が必ずしも十分に機能していない側面もある。特別支援教育推進の担い手として、専門的な研修の受講等による専門性の向上を図ることが必要である。
- 鳥取県手話言語条例が制定され、教育現場においても各学校の実態に即して手話に関する取組が開始されたばかりである。教科学習や総合的な学習の時間、特別活動等における取組の充実を図るために、指導者の確保が必要である。
- 虐待を受けた児童生徒等について、学校と市町村、児童相談所等との間で情報共有が十分に進んでいないケースがある。いじめ、不登校等のある児童生徒等への支援の在り方も含め、学校と外部機関等との連携を強化していく必要がある。
- 特別支援学校においては、学校間交流及び居住地校等との交流及び共同学習が、小・中学校においては、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習等が行われている。学校によっては、交流及び共同学習の機会が十分に確保されていない

かったり、単発的な活動で終わってしまったりしていることから、交流及び共同学習の計画的・組織的な推進が必要である。

〔施策の方向性〕

- 教員等の専門性向上を目指した、特別支援教育に係る研修の充実
- 学校間や関係機関・者間の連絡調整機能を強化するための効果的な支援体制の整備
- 手話に関する学習活動等の充実を図るための環境整備を促進
- 障がいのある児童生徒等への虐待、いじめ、不登校等への対応を強化
- 児童生徒等の交流及び共同学習の推進

ア 教員等の専門性向上を目指した、特別支援教育に係る研修の充実

インクルーシブ教育システムを構築していくためには、全ての教職員が特別支援教育に係る基本的な知識・技能等を身に付けることが重要である。そのために、研修の充実が求められており、研修内容として、校種の特性や教職員の職務、経験等に応じた設定の工夫が必要である。特に学級担任等、日常的に障がいのある児童生徒等と関わりの深い教職員は日々の実践力を高めていくことが極めて重要であることから、授業交流や事例検討の機会を持つ等、特別支援教育のやりがいや手応えを実感し、充実した授業作りにつながっていくような視点での研修を実施することが重要である。

イ 学校間や関係機関・者間の連絡調整機能を強化するための効果的な支援体制の整備

各市町村教育委員会等に「地域支援コーディネーター（仮称）」の配置を促進し、特別支援教育推進体制の充実を図ることが重要である。地域支援コーディネーターは、地域の体制整備の推進のために以下のような役割を担うことが望ましい。

- ① 保護者や幼稚園・保育所、学校等を含む関係機関との連絡調整
- ② 個別の教育支援計画等による一貫した就学相談や教育相談に向けた体制整備の支援
- ③ 地域における特別支援教育の理解啓発のための研修会等の企画 等

ウ 手話に関する学習活動等の充実を図るための環境整備を促進

鳥取県手話言語条例の制定を踏まえ、児童生徒等が早期から手話に親しむことのできる教育環境をさらに整備していくことが必要である。

各学校において、県教育委員会が有償ボランティアとして配置している手話普及支援員（平成26年9月現在の登録者数76名）や「手話ハンドブック」等の教材を効果的に活用していくことが重要である。県教育委員会は、各学校に対して活用事例等の積極的な情報提供を行ったり、手話普及支援員登録者数の拡大を図ったりする等、取組の充実に向けた環境整備を進めることが必要である。

エ 障がいのある児童生徒等への虐待、いじめ、不登校等への対応を強化

被虐待、いじめ、不登校、不適応等の状況が見られる児童生徒等に対して不適切な対応がなされた場合、二次障がいに至る場合もあることから、障がい特性等を踏まえた適切な支援を行っていくことが重要である。

二次障がいを未然に防止する観点からは、必要な教育的配慮等について日頃から教職員間で共有し、学校全体で取り組んでいくこと、また、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、学校と医療、福祉、地域等とが連携を図りながら、個に応じた支援方法や環境調整等について検討していくことが重要である。

特に、被虐待の児童生徒等に対する指導を行う場合、従来の教育的な手法等だけでは解決が難しい状況が生じていることから、市町村や児童相談所等との情報共有、要保護児童対策地域協議会との連携、専門機関、関係機関等との定期的なコンサルテーションの実施等、外部機関も含めた早期からの総合的な支援体制の整備が急がれる。また、適切な教育環境の整備、学級担任のための相談窓口等、サポート体制の確保等も進めていく必要がある。

オ 児童生徒等の交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習は共生社会の形成を目指す上で重要な活動であり、継続的な取組とすることが重要である。そのためには、直接的な交流以外にも手紙や作品を通じての交流、タブレット端末等のICT機器を活用した交流等、多様で効果的な方法を検討していくことが求められる。また、スポーツや芸術・文化活動等を通じた交流を進めていくことも有効である。

さらには、地域住民等の理解を進めていくことも重要であり、「地域支援コーディネーター」（仮称）等による研修会の実施、地域行事やボランティア活動等、地域住民と触れ合う機会の確保等にも努めることが必要である。

Ⅲ 特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）及び特定地域型保育事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という。）における特別支援教育の充実及び環境整備

〔課題〕

- 障がいのある子ども及びその保護者に対する早期支援体制の構築
- 学齢期への円滑な移行支援及び一貫した支援の充実
- 教職員等の専門性の向上及びそのための研修の充実

- 現在、県内においては、各市町村の実態に応じて1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査又は発達相談、及び就学时健康診断が行われている。平成25年度現在、各健康診査に関わっている県内の市町村教育委員会の割合は1歳6ヶ月児健康診査で10%、3歳児健康診査で16%、5歳児健康診査又は発達相談で95%となっている。健診等を契機として早期の支援体制を構築し、本人の状態や保護者の不安等に寄り添いながら、継続して丁寧なサポートが提供されることが重要である。また、学齢期への円滑な移行を進める上でも、教育と保健、福祉、医療等の関係機関が連携を一層強化していくことが求められる。
- 学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第244号）により、障がいのある児童生徒の就学先決定の仕組みが改められたところである。各市町村等においては就学支援体制の見直しを行い、教育委員会担当者、教育、保育の担当者、保健・福祉の担当者、医療担当者等、多くの関係者が相互に密接な連携を図りながら、就学先の決定及び学齢期への円滑な移行を進めていくことが必要である。また、特定教育・保育施設等から小学校への引き継ぎを充実させ、一貫性のある支援を円滑に進めていくための体制整備が求められる。
- 特定教育・保育施設等において、教職員等が障がい特性や子どもの発達段階等についての基本的な知識を持ち、適切に子どもの実態等を把握する資質を高めていく必要がある。また、子どもに対する指導及び支援等の実践力はもとより、保護者との信頼関係構築に関わるスキルの向上等も課題である。そのような専門性の向上を図るためには研修等の実施が不可欠であり、教育、福祉が協力をしながら研修の充実を図る必要がある。現在、特定教育・保育施設等内の職員体制等の理由により、施設外への研修派遣等が制限されがちな状況も見られることから、柔

軟性のある研修企画が求められる。

〔施策の方向性〕

- 各市町村の実態に合った早期支援体制の整備（教育と関係機関の連携強化）
- 就学支援体制の見直し及び小学校への移行支援システムの充実
- 教職員等に対する研修の促進及び特定教育・保育施設等へのサポート体制の充実

ア 各市町村の実態に合った早期支援体制の整備（教育と関係機関の連携強化）

障がいのある子どもにとって、その障がいを早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加にも大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子どもを支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義がある。そのため、市町村教育委員会における各健診への積極的な関わりを深めつつ、医療、福祉、保健等、関係機関との連携による早期支援体制の確立を目指すことが求められる。連携を図る際には、市町村教育委員会に配置する「地域支援コーディネーター」（仮称）の活用等が期待される。

イ 就学支援体制の見直し及び小学校への移行支援システムの充実

学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第244号)に基づき、就学支援体制を適切に整備していくためには、県教育委員会及び各市町村教育委員会の役割を見直し、強化していくことが重要である。

新たな就学先決定の仕組みにおいては、市町村教育委員会が本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が児童生徒等の就学先を決定することとなる。

（市町村教育委員会の役割強化）

乳幼児期から幼児期にかけて子どもが専門的な教育相談、支援が受けられる体制を確立すること、保護者への就学に関するガイダンスの実施、就学相談の窓口の設

置等を進めていくこと等が必要である。また、市町村教育委員会等に設置している「就学指導委員会」について機能の充実を図るとともに、「教育支援委員会（仮称）」等への名称変更を検討することが適当である。

なお、早期から始まっている支援を就学期に円滑に引き継いでいくことが重要であることから、個別の教育支援計画を活用した連携、教育委員会指導主事と保健師による1年生訪問（授業参観や管理職、担任等との面談により、移行の様子を確認）等、県内の先進的な取組を行っている事例等を参考としながら、各市町村の実態に即した移行支援システムを充実させていくことが求められる。

（県教育委員会の役割強化）

県教育委員会は、市町村教育委員会を積極的に支援することが必要であり、具体的な支援の方策としては次のような方法が考えられる。

○教育支援チームの派遣

- ・保護者との合意形成が困難な場合の相談・助言
- ・市町村における教育支援委員会への助言・支援

教育支援チームは、児童生徒等への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示、本人・保護者への説明への助言等を行う役割を担うものである。構成メンバーとして、特別支援学校教員、小・中学校の教員（通級指導教室・特別支援学級）、心理学の専門家、医師、県教育委員会指導主事等が考えられる。

○市町村教育委員会担当者及び教育支援委員会委員に対する研修会等の実施

- ・就学担当者連絡協議会
- ・個別の教育支援計画の作成と活用の推進・充実

○特別支援学校の地域支援部の充実・強化

- ・保護者への就学相談や就学ガイダンスの支援
- ・児童生徒等の実態把握への指導・助言
- ・児童生徒等に必要な教育的支援の内容への指導・助言

ウ 教職員等に対する研修の促進及び特定教育・保育施設等へのサポート体制の充実

特定教育・保育施設等における特別支援教育の推進のためには、教職員等が専門的な知識や技能を有していること、専門性を有する関係機関等との連携体制を強化

することの両面が必要である。

教職員等が専門性を高めるためには、研修の実施時期や時間帯、実施方法等を検討し、講師の派遣を行う等、各特定教育・保育施設等の実態に即して柔軟に研修を進めることが重要である。

また、教職員等が特別支援教育に係る施設外への研修等にも積極的に参加できるよう、行政による人的、財政的な支援等があることが望ましい。

また、特定教育・保育施設等のサポート体制として、特別支援学校のセンター的機能の活用、LD等専門員^{※9)}による教育相談や発達障がい者支援センターによる巡回相談の活用等が考えられる。特定教育・保育施設等の要請に応じて円滑にサポートできるよう必要な体制を確保するとともに、十分な活用が図られるよう周知を進めていくことが重要である。

《用語の説明》

※9 LD等専門員は、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒等及びその在籍園・学校の教職員、保護者等への相談体制や理解啓発にあたりとともに、小中学校等へ計画的に出かけ、特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行っている。平成26年度現在、全県で12名の者が配置されている。

IV 小・中学校における特別支援教育の充実及び環境整備

〔課題〕

- 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じるための校内支援体制の学校間格差
- 特別支援学級担任の専門性確保
- 通級による指導の充実と通級指導教室の不足
- 小・中学校へのサポート体制の充実

○校内委員会の機能や特別支援教育主任の役割等には、依然として学校間による格差が見られ、校内支援体制の機能向上が課題となっている。

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に対応していく必要があることから、校内支援体制を適切に見直し、個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画の見直し等を図っていくことが極めて重要である。

そのためにはまず、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義等に関する正しい知識、各障がいの特性等についての一定の知識・技能等を身につけておくことが重要である。

また、各校の特別支援教育主任は児童生徒に適切な支援を行うため校内の支援体制の整備、外部の関係機関との連絡調整及び保護者に対する相談等の窓口の役割等を遂行していく必要がある。校内外の情報を把握・整理することが難しいため、特別支援教育主任の専門性には個人差があり、必ずしも十分に機能していないのが現状である。

○小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の人数が年々増加している中、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた一貫性のある適切な指導及び必要な支援が行われることが求められている。担任等の専門性向上を図る取組として、各地域の実態に即して合同授業研究会や校内研修会等が進められている。また、県教育委員会においては特別支援学級新担任等に対する各種研修の開催、特別支援学級担任のための手引の発行等を行ってきた。しかし、毎年、特別支援学級新担任の人数は多く、専門性の確保・向上が喫緊の課題である。

○発達障がいの診断のある児童生徒が過去5年間で倍増しているが、小・中学校

のいずれにおいても通級指導教室の数が不足しており、早急な改善が必要である。また、通級による指導を受けるにあたり「医師の診断書がなければ利用できない」「保護者の送迎が必要」等の条件があることにより、入級を断念せざるを得ないケースもあるため、見直し・改善が必要である。さらには、他校の通級指導教室を利用する場合、周囲の児童生徒の視線や声かけ等を負担に感じる児童生徒もいることから、心理的な側面への配慮を行うことも重要である。

○小・中学校における特別支援教育の推進を図る上では、各市町村教育委員会による指導はもとより、多様なサポート体制を確保することが重要である。現在、LD等専門員、特別支援学校地域支援部、発達障がい者支援センター等の関係機関等が、各学校の要請等に応じてサポートを行っている。しかし、サポートの活用には学校間で格差が見られる。今後、さらに機能的なサポート体制を構築し、学校の実態やニーズに即した細やかなサポートを進めていくことが課題である。

〔施策の方向性〕

- 児童生徒一人一人の学びを保障するための校内支援体制の見直し
- 特別支援学級担任の専門性向上を目指した研修等の促進
- 通常の学級における指導の充実及び通級指導教室の拡充
- 小・中学校へのサポート体制の強化

ア 児童生徒一人一人の学びを保障するための校内支援体制の見直し

校内支援体制を充実させるためには、全ての教職員が特別支援教育に係る理解を深めることが極めて重要となることから、各校種の特性、職務や経験等に応じた多様な研修の機会を確保する。また、機能的な校内支援体制となるよう、市町村教育委員会による指導はもとより、学校をサポートする機関等を充実させることも必要である。

(研修の充実による専門性の向上)

- ・全ての教職員（非常勤職員を含む。）を対象とした、特別支援教育に係る悉皆研修の実施（特別支援教育の目的や意義、障がいに対する基本的理解等）
- ・管理職を対象とした悉皆研修の実施

- ・特別支援教育主任を対象とした研修の実施
- ・大学等と連携した特別支援教育に係る情報サイト等の開設

(校内支援体制整備)

- ・校内支援体制における管理職、特別支援教育主任の役割の明確化
- ・「学びの場」の柔軟な見直しを進めるための機能的な校内支援体制の確保
- ・一貫した支援を行うために個別の教育支援計画の作成及び活用を促進
- ・市町村教育委員会等に配置する「地域支援コーディネーター」（仮称）との連携
- ・特別支援学校センター的機能等の有効な活用
- ・保護者に対する窓口の明確化及び特別支援教育主任の役割等の周知

イ 特別支援学級担任の専門性向上を目指した研修等の促進

(特別支援教育に係る各種研修の充実)

- ・特別支援学級新担任等に対する研修機会の確保（県及び市町村教育委員会）
- ・指導力の向上を目指した実践的な研修機会の充実（特別支援学校との連携等）
- ・合同授業研究会、授業交流、実践報告会等の推進（各学校及び圏域等）

ウ 通常の学級における指導の充実及び通級指導教室の拡充

通常の学級においても、学級担任や授業担当者等が発達障がい等の特性を理解し、適切な支援を行うことが必要である。また、通級による指導が必要であると判断された児童生徒等が円滑に指導を受けることのできる仕組みを整備し、適切な指導体制を確保することが急務である。

(研修の充実)

- ・「授業のユニバーサルデザイン」等をテーマとした連続講座の開設

(通級指導教室の拡充及び入級条件の見直し)

県内において、発達障がいの診断を受けている児童生徒の人数が急増している状況を踏まえ、各市町村の実態に即して可能な限り通級指導教室を拡充すること、複数指導者による指導体制を確保すること等、通級指導に係る教育環境を整備し、適切な指導体制を確保することが急務である。

通級の利用に当たっては、「通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地

から判断すること」と示されているが、現在、入級条件として医師の診断書等を求めている地域もあり、希望者にとって高いハードルの一つとなっている。不必要なハードルをなくし、教育的ニーズのある児童生徒が円滑に利用できるよう、早急な改善が必要である。

また、近年は核家族や共働き家庭も多く、通級指導教室設置校までの保護者送迎が困難で、利用を断念するケースもある。そこで、通級指導教室担当者に近隣の学校との複数校兼務発令を行う等、身分取扱いを明確にした上で、必要に応じて巡回による指導や教育相談等も可能な仕組みとすることが適当である。なお、通級による指導を効果的に行うためには、在籍学級・校や家庭との連携が不可欠であり、児童生徒の状態の把握や適切な支援の方法等について、通級指導担当者と在籍学級・校及び保護者が共通理解を図る等、連携を密にしていくことが重要である。

エ 小・中学校へのサポート体制の強化

小・中学校における特別支援教育の専門性を確保するため、多様なサポート資源の充実を進めるとともに、資源の活用を促進していくことが重要である。サポート資源の充実として以下のような方向性を提案するものとする。

① 中核となる教員の養成及び活用

特別支援教育に係る専門的な知識等を有する教員が地域の中核となり、特別支援学級に在籍する児童生徒や発達障がいのある児童生徒への教育的支援等について、近隣の学校等への助言・サポート等を行う仕組みを検討していく必要がある。特別支援学級においては、優れた教育実践、学級経営等を行っている教員を積極的に活かし、その知識や技能等を広く地域に広げていくことにより、地域全体の教育力を高めていくことが有効である。現在、県教育委員会が認定するエキスパート教員制度は教科ごとの認定となっており特別支援教育に特化したエキスパート教員は現在、小・中学校にはいない。今後、人材育成と併行して何らかの形でエキスパート教員の認定を行うための検討を進めることが望ましい。

今後、県と市町村が連携を図り、研修等への派遣を充実させ、地域における特別支援教育推進の中核となる教員を養成し、適切に配置を進めていくことにより、教員等が日頃から気軽に相談し、専門的な助言等を得られる細やかなサ

ポート体制の構築を図っていくことが望ましい。

② 特別支援学校のセンター的機能の拡充

以下のような事業を実施する。

- ・ 特別支援学校エキスパート教員等を小・中学校へ派遣
- ・ 特別支援学校エキスパート教員等による児童生徒への直接的な支援も検討
- ・ 特別支援学校に配置した作業療法士（OT）等を小・中学校へ派遣
- ・ 特別支援学校地域支援部の強化による教育相談（教員、保護者等）の充実

③ 「特別支援教育地域推進拠点校」（仮称、以下、「拠点校」という。）を中核とした、学校へのサポート並びに学校間、関係機関等の連携体制の構築

児童生徒数や学校数が少ないといった本県の特色を活かした特別支援教育推進体制として拠点校を指定し、同校を中核とした取組を進めていくことが効果的であると考えられる。今後、各圏域（東・中・西）で1地域程度を指定したモデル事業を行い、成果を検証しつつ拡充していくことが望まれる。

拠点校は中学校区に1校程度を想定しており、拠点校の担当教員に対して校区内の複数校の兼務発令を行う等、身分取扱いを明確にした上で、次のような機能を有することが望ましい。

○校区内の小・中学校等への巡回による学校の継続的なサポート

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒等の実態把握をサポート
- ・ 児童生徒に対する直接的な指導及び支援の実施
- ・ 学習指導及び生活指導等に対する助言
- ・ その他、地域の学校等からの相談への対応

○保護者支援

- ・ 保護者への相談対応及び助言
- ・ 進路等に係る情報提供
- ・ 専門機関や相談機関等に係る情報提供

○地域内で一貫した支援をつなぐためのキーパーソン

- ・ 「幼⇔小⇔中⇔高」間において、児童生徒等の円滑な移行支援をサポート
- ・ 必要に応じて、小中学校等と外部機関を仲介するキーパーソン
- ・ 地域の特定教育・保育施設等への巡回及び相談対応

なお、拠点校には特別支援教育に関する知識・技能等の高い専門性を有する

担当教員を配置し、地域の実態に即した適切な体制を確保する必要がある。従来のLD等専門員とは異なり児童生徒への直接指導も可能となるため、地域内の教職員の専門性の向上に貢献できること、また、域内の学校等に対する継続的なサポートが図られることが大きなメリットである。さらには、校区を巡回することによって、域内の児童生徒等の障がいの状況や必要な支援等に係る情報を学校間で円滑に共有するシステムが充実する。

拠点校の担当教員はLD等専門員や特別支援学校地域支援部等との連携や情報交換等を進めながら業務にあたることが重要である。また、市町村教育委員会に配置する「地域支援コーディネーター」（仮称）との連携も欠かせない。

また、市町村教育委員会や県教育委員会においては、拠点校に対する統括的な指導・助言等を行う機能を備えることが必要である。

V 高等学校における特別支援教育の充実及び環境整備

〔課題〕

- 生徒一人一人の教育的ニーズに対応するための指導環境の整備
- 教職員の専門性の確保及び向上並びに学校へのサポート体制
- 関係機関とのネットワークの拡充

- 本県の高等学校においては、平成23年度入学者より本人・保護者の了解を得た上で、中学校から進学先高等学校へ必要な情報を引き継ぐ取組が開始され、一貫した支援体制の構築が進んできており、高く評価できる。しかし、現在、高等学校では中学校の特別支援学級のような少人数学級における、きめ細やかな支援を行うことは難しい状況にあり、特別支援教育に取り組んでいく上での困難さがある。現状として中学校の時に特別支援学級に在籍していた生徒、通級指導教室を利用していた生徒等も在籍しており、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援が図られる必要がある。
- 県立高等学校において、平成22年度から24年度までの3年間継続して「LD等専門員による全教職員を対象とする校内研修」を実施した。この研修において、発達障がいの特徴や生徒への支援の基礎的・基本的な内容について、全ての教職員へ理解啓発を進めた。また、平成25年度には、県教育委員会による「高等学校における特別支援教育の手引き」が発行された。今後、教員の専門性の向上に向けて、手引きを十分に活用した取組に努めることが重要である。また、高等学校へのサポート体制としては、現在、特別支援学校地域支援部によるサポート、LD等専門員等による教育相談等が行われているが、活用において学校間格差が見られるのが課題である。
- 県教育委員会において、平成25年度及び平成26年度の2年間に亘り「高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援ネットワーク事業」に取り組んでいる。この事業実施により、各圏域に1校ずつ主幹校を指定し、主幹校に配置した「高等学校特別支援コーディネーター」を中核に、各学校間の連携、医療機関や大学等の専門機関、福祉、労働等の関係機関等との連携が進みつつある。本事業の取組を総括・検証の上、今後さらなる連携の強化・充実を図ることが重要である。

〔施策の方向性〕

- 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の提供及び教育環境の整備
- 教員等の専門性の確保及び学校のサポート体制の充実
- 一貫した支援体制の構築を目指した、関係機関等とのネットワークの充実

ア 生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の提供及び教育環境の整備

高等学校における特別支援教育の在り方については、国においても議論が進んでいるところであり、現在「個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」が行われている。これは、障がいの状態の改善又は克服を目的とする自立活動^{*10)}等を高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、障がいのある生徒の主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持つ力を高めるよう、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施し、高等学校における特別支援教育の充実を図るというものである。本県においても、国の動向及びモデル事業実施校の取組等に着目し情報収集に努めつつ、参考となる取組等についての検討を進めていく必要がある。また、各学校において特別支援教育に対する理解をさらに深め、適切な教育環境を整備し、創意工夫のなされた柔軟性のある指導を実施していくことが重要である。

○中学校まで特別支援学級に在籍していた生徒、通級指導教室を利用していた生徒は、卒業時点で自立活動の指導が途切れてしまっている。生徒の教育的ニーズに対応していくためには教育課程外であっても、中学校までの指導との連続性を図りつつ、通級指導に類する実践の場を確保することが重要である。国のモデル事業を活用した「通級的指導」（長野県）「通級指導教室的取組」（神奈川県）等の先行事例を研究しつつ、指導方法や指導体制等の整備を図っていくことが望ましい。

○障がいの状況等により学習が定着していない生徒、学習空白のある生徒等は、義務教育段階の未学習部分が多く、基礎・基本が身に付いていないことから、義務教育内容の学び直しが必要となる。その際には、学校設定教科・科目等を工夫し、一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な指導を行うことが重要である。現在、県立高等学校において「マルチベーシック」等の教科・科目を設定し、実践している事例もあることから、こうした取組等を県内の学校に広げていく必要がある。

- 他県においては、作業体験やボランティア活動、地元企業でのインターンシップ等をとおして、将来の職業生活等に必要なスキルを体験的に身に付けるための学習を効果的に教育課程に取り入れている事例等がある。今後の教育課程編成等に係る検討材料の一つとして位置づけることが望ましい。
- 平成26年度現在、県内の高等学校への特別支援教育支援員の配置は1名のみにとどまっている。今後は発達障がいのある生徒も含め、特別な支援を必要とする生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うために、特別支援教育支援員の拡充等、必要な支援体制を確保していくことが重要である。

イ 教員等の専門性の確保及び学校のサポート体制の充実

- 高等学校においては「高等学校における特別支援教育の手引き」等を活用しながら引き続き教職員の発達障がい等に対する専門的な知識・技能等の向上を進めていく必要がある。また、中学校から引き継がれた個別の教育支援計画を活用しつつ、高等学校における生徒の支援に活かしていこうとする教職員の意識の向上や、自校における個別の教育支援計画の作成・活用スキル等の向上等を図っていくことも重要である。さらには、各圏域における特別支援教育推進体制の充実を図るために、特別支援教育に係る研修を経験した教職員を中核として位置づけること、特別支援学校やLD等専門員等を積極的に活用していけるよう、十分なサポート体制を確保しておくことが重要である。

ウ 一貫した支援体制の構築を目指した、関係機関等とのネットワークの充実

中高連携については、これまでの取組成果を踏まえつつ、情報提供、入学決定後の引継等をさらに進めていくことが重要である。また、高等学校在学中から将来の自立に向けた支援の充実を図ることが必要であり、入学後から卒業後へとつながる一貫した支援の重要性が高まっている。発達障がい等のある生徒が高等学校を卒業した後、進路先での不応適や離職、引きこもり等につながるものがないよう、医療、福祉、労働等の関係機関との連携をさらに充実させていくことが必要である。また職業生活を支援するにあたり、現状においては福祉機関への移行が困難な事例も少なくない状況が見られることから、高校在学中から就労支援機関等との連携を充実させていくことが望ましい。さらには、各高等学校において指名している特別支援

教育担当を外部の機関等にも明らかにしておく等、窓口を明確化し、丁寧な周知に努めることが重要である。

《用語の説明》

※10 自立活動は、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的に実施される学習活動である。自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、それらの代表的な要素である26項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理されている。

VI 特別支援学校における特別支援教育の充実及び環境整備

〔課題〕

- 各特別支援学校の実態やニーズを踏まえた教育環境の整備
- 特別支援学校の専門性確保
- 特別支援学校による地域支援の充実
- キャリア教育の充実及び職場定着支援等に係る関係機関との連携

- 特別支援学校に在籍する児童生徒等は近年障がいの重度・重複化傾向が進むとともに、情緒障がい、発達障がい等を併せ有する児童生徒等も含め、多様化している。在籍者が減少し集団活動等の確保に苦慮している学校、在籍者が多く学習環境等の確保に苦慮している学校、医療的ケアや強度行動障がい等のある児童生徒等への対応を課題としている学校等、障がいの特性や地域性等により、各学校の実態は様々である。それぞれの課題に応じた教育環境の整備に引き続き努めていく必要がある。
- 県教育委員会では、特別支援学校教諭免許状取得に向けた講習機会の拡充や放送大学受講者に対する助成等、取得促進に向けた取組を充実させているが、現状として特別支援学校教諭免許状の保有率は約7割にとどまっている。県教育委員会においては引き続き速やかな免許取得に向けた取組を支援すること、各学校においては特別支援学校教員としての専門性を向上させるため、校内研修の充実等を図ることが求められる。
- 特別支援学校は、各学校が蓄積してきた障がいのある児童生徒等の教育に関する知見を活かし、地域の学校等や保護者に対し、障がいのある児童生徒等の教育についての助言又は援助を行う担当分掌を置いている。しかし、各特別支援学校の担当職員は、地域の学校等からの依頼に基づく相談対応や支援会議への参加、関係機関との連絡調整等、多岐にわたる業務を行っていることから多忙化している状況が見られる。今後、特別支援学校のセンター的機能を地域の中で有効に機能させるためには、校内体制の強化が求められる。
- 本県の特別支援学校生徒は、一般企業等への就労を希望する者が多く、高等部卒業生のうち約40%の生徒が就職を実現する等、近年、全国的にも高い水準にある。しかし一方で、職場定着に課題があり、働く意欲の喪失、対人関係のトラブル

ル等により離職する者もいる。今後、全ての児童生徒等が、自己理解を深めたり、自己肯定感を高めたりしつつ、自らの能力を最大限に発揮し、社会の中で主体的に自立した生活を送っていく力を身に付けるため、キャリア教育を一層推進していくことが求められている。

また一般企業への就労だけでなく、就労継続支援事業所等への福祉的就労、介護サービスの利用等、卒業予定者のニーズに応じた進路先が確保されること、卒業後の本人のQOL（生活の質）の確保・向上につなげるため在学中から医療・福祉等との連携を深め、移行支援を計画的に進めていくことが必要である。職場定着を目指した支援を進めていくためには鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター及びとっとり障がい者職場定着推進センター等との細やかな連携によるフォローアップを行っていくことが重要である。

〔施策の方向性〕

- 児童生徒等一人一人の教育の充実を目指した教育環境の整備
- 特別支援学校の専門性の確保及び向上
- センター的機能の強化による小・中学校等のサポート体制の充実
- キャリア教育の推進及び関係機関等との連携による職場定着支援の充実

ア 児童生徒等一人一人の教育の充実を目指した教育環境の整備

今後の特別支援学校のミッションとして、在籍児童生徒等に対する適切な教育を行うことはもとより、地域における特別支援教育推進の拠点として、効果的かつ十分に機能していくことが求められる。教育資源の充実を図る観点からも、必要な施設・設備、教材等の整備を充実させていくことが極めて重要である。

以下は、特別支援教育部会において提言のあった各内容をまとめたものであり、今後県教育委員会により、さらに検討が深められることを期待する。

- ・県内の視覚障がい者のうち大多数を占めている中途視覚障がい者に対する支援について、鳥取盲学校の活用の在り方等も含め、福祉行政と検討を進めることが望ましい。
- ・県立聾学校ひまわり分校には特別教室、体育館、運動場、プール等がなく、隣接する皆生養護学校との調整により借用している状況があるため、教育環境の

改善に向けた検討が必要である。

- ・鳥取養護学校及び皆生養護学校高等部においては、肢体不自由と病弱それぞれの障がい種に応じた教育部門を設置し、各障がいに適した教育環境の整備、充実に努めることが望ましい。
- ・白兔養護学校（知的障がい）の訪問学級を、鳥取養護学校（肢体不自由・病弱）へ移管の上、鳥取養護学校分校として教育環境等を整備することが望ましい。
- ・平成26年4月に開設した皆生養護学校高等部（病弱）については、学年進行に対応し、必要な教育環境整備を適切に進めることが必要である。なお、「鳥取県西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置について（報告書）」（平成25年3月 鳥取県西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置等に係る検討会）を踏まえ、義務教育との一貫した支援体制の構築等について速やかに検討することが必要である。
- ・県内において少子化が進み、地域の小・中学校及び高等学校等の統合や空き教室等が生まれている状況がある。一方で、児童生徒数の多い特別支援学校においては学習環境の確保、教室不足への対応等が近年の課題として存在している。インクルーシブ教育システムの構築を進める上では、地域の学校の空き教室等の有効活用も含め、特別支援学校の環境整備の在り方を検討する必要がある。

（通学支援体制の確保）

特別支援学校に在籍する児童生徒等は、障がいの実態、居住する地域の交通アクセスの状況等により、公共交通機関等を利用した自力通学が困難な場合がある。各特別支援学校が、一人一人の児童生徒等の教育的ニーズに基づき、その時点で最も適した通学方法及び支援方法等について保護者や関係機関等と検討していく仕組みを作るとともに、多様な通学支援体制が確保される必要がある。

（医療的ケア実施体制の充実）

児童生徒等に対してたんの吸引等の医療的ケアを実施する上では、実質的な安全を確保するため、学校の実態に応じた看護師の適切な配置を進める必要がある。児童生徒等の命や安全を守る観点から教育職と医療職が十分な連携・協力を図りつつ、医療的ケアの必要な児童生徒等に対する教育を充実させることが重要であ

る。

今後、合理的配慮を個別に確保するにあたり、例えば教員や介助職員等による医療的ケアの実施が適当と判断される場面等も想定しながら、今後の医療的ケア実施体制について引き続き検討していくことが望ましい。

イ 特別支援学校の専門性の確保及び向上

(各学校における専門性の確保)

○他県においては、5障がい種を統合して「総合特別支援学校」とした山口県の例をはじめとして、複数障がい種の教育部門の設置を進めてきたケースもある。本県においては、鳥取養護学校、皆生養護学校（高等部）、倉吉養護学校の3校が複数障がい種を対象とした教育を実施している。現在、盲学校及び聾学校の在籍者数が減少してきているが、いずれの学校も高い専門性を有する教育機関であり、県内における存在意義は大きいため安易に統合されるべきではない。したがって、今後の5年間においては、現状の体制を維持しつつ、各学校が蓄積してきた専門性をさらに充実・発展させていくことが適当である。

一方、「盲・聾・養護学校」の名称については、「特別支援学校」等への名称変更を速やかに検討すべきという県民の意見、愛着のある校名を残してほしいという卒業生の意見等、両面の意見があったことから、県教育委員会において児童生徒、保護者、教職員、卒業生等の意見を把握し、引き続き検討を行うことが望ましい。

○特別支援学校教諭免許状を保有していない教職員が速やかに取得できるよう、単位取得の機会等の充実により引き続き努めることが必要である。

○学校における教育資源の充実を図り、教職員等の専門性をさらに向上させるため、特別支援学校に作業療法士等、外部専門家の配置を促進することが求められる。

ウ センターの機能の強化による小・中学校等のサポート体制の充実

本県の特別支援教育の推進を図る上で、地域の小・中学校等のニーズに応じたサポートを行うために専門性を高めるとともに、地域に積極的に貢献していくことが極めて重要である。そのためには、センター的機能の充実に向けた校内の体制強化を図ることが必要である。

また、保護者や地域の学校等が、センター的機能を活用しやすいよう、リーフレットやインターネット等を活用した分かりやすい情報提供、親しみやすい周知に努めるとともに、地域の小・中学校等に対する特別支援学校のエキスパート教員等や外部専門家の派遣、複数の特別支援学校合同による支援チームの派遣等、小・中学校等の実態やニーズに応じて、柔軟かつ機能的なサポート体制の構築を図る必要がある。

エ キャリア教育の推進及び関係機関等との連携による職場定着支援の充実

今後、特別支援学校の就労希望者の就労を促進するためには、企業等への啓発、職場定着に向けた支援体制の構築をさらに進めていくことが重要である。

具体的な方策の一点目は、学校における教育内容等の見直し、改善である。近年、小・中学校の特別支援学級から特別支援学校に転入又は進学してくる児童生徒が増加していることから、連続性、一貫性のあるキャリア教育を推進していく必要がある。特別支援学校において12年間の一貫性のあるキャリア教育の在り方について研究を深めつつ、小・中学校の特別支援学級等においても適切な指導が図られるよう、理解啓発を進めていくことが望ましい。

また、知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、現状の施設・設備に合わせて、木工、窯業、織物、農業等の作業種を設定し、作業学習を実施している。身に付けた技能等が直接、就職先等で活かされにくいことから、企業や関係機関等の意見も聴取しつつ、県の産業等の情勢を勘案し、雇用ニーズ等にマッチした作業種の導入について検討していくことが適当である。

二点目は、雇用等を取り巻く関係機関等との連携による支援体制整備である。特別支援学校における職場体験や産業現場等における実習を進めていく上でも、今後、労働の関係機関、企業等の協力は欠かすことができない。平成21年度より特別支援学校に配置している就労サポーター（平成26年現在4名）が企業と学校間の橋渡しとして職場開拓、フォローアップ、外部機関との調整等の業務にあたっている。本県における特別支援学校卒業生の就職率が向上した背景には、就労サポーターの配置等により県内の進路指導體制の整備が進んできたことも大きいことから、今後も継続して配置をする必要がある。また、行政、現場それぞれのレベルで、各関係機関同士のつながりを密にし、協力企業を今後も増やしていく取組を進めていくこ

とが重要である。

また、定着支援を進めていくに当たっては、鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、とっとり障がい者職場定着推進センター等の関係機関との連携を図りつつ、成功事例や離職事例等を丁寧に分析し、改善に向けた方策やフォローアップ体制の見直し等を適宜調整していくことが重要である。

【「障害」の表記について】

従来、「障害」と表記していたものについて、県では基本的に「障がい」と表記することとしました。本答申では、法令等の名称や法令等に規定する用語、著作物の引用においては「障害」と表記をしています。

その他の場合においては、医学用語等の専門用語であっても、意味が失われたり、誤解されたりするおそれがある場合以外は、原則として「障がい」と表記しています。